



議会

問 議会事務局
☎26-2283

議会の役割

町の議会は、条例により14人の議員で構成され、予算・決算や条例など町の運営にかかわる議案を審議・決定するとともに、町民の代表として町政を監視するという役割を担っています。

皆さんが直接選んだ代表者である町議会議員と町長は、お互いに独立した対等の立場と地位から、協働と調和のもと町民の幸せのため町の仕事に向き合っています。

議会の仕組み

議会は、年4回(3、6、9、12月)開催される定例会と、必要に応じて開催される臨時会とがあります。また、総務・文教厚生・産業建設・予算決算・議会広報の5つの常任委員会と議会運営委員会、全員協議会が設けられており、関係する事項の調査や、議案の審査などを行っています。

その他、必要に応じて特別委員会を設けて、特定事項の調査・審査を行います。

議会の主な権限

議会には、町民を代表する機関としてさまざまな権限が与えられています。この権限とは議会の意思決定に基づき行使されるものです。

議決権	予算・決算や、条例の制定・改廃、重要な契約など、町の仕事上重要な事項について議決します。議会にとってもっとも基本的な権限です。
選挙・同意権	議会の議長・副議長や選挙管理委員などを選挙したり、町長が副町長・監査委員などを選任する際に同意を与えます。
意見書提出権	本来、町の仕事ではない町民生活に関する問題(町の公益に関するものと認めたもの)について、その実現を図るために意見書を提出します。
請願・陳情を受理し、処理する権限	町政についての要望を請願書・陳情書という文書で受理し、必要がある場合には、町長などにその実現を求めます。

議会本会議の傍聴

議会本会議は、公開を原則としています。会議の様子は以下のように知ることができます。

議会議場での傍聴	本会議開催中は、傍聴席(一般傍聴席38席)で議場の様子をご覧になれます。 <ul style="list-style-type: none">・当日、役場3階議会事務局で受け付けをします。・受付簿に「氏名」を記入してください。・傍聴席入口から議場へお入りください。
議場のインターネット中継・録画映像配信	本会議開催中は、議場の様子をインターネット中継しています。また、録画映像は本会議終了後、おおむね4日後(閉会日を除く)から配信しています。
会議録の閲覧	「会議録」は以下の場所でご覧になれます。 <ul style="list-style-type: none">・図書館・役場3階議会事務局・町ホームページ会議録(https://www.town.yoshioka.gunma.jp/gikai/kaigiroku/)

請願・陳情

町政について要望や意見などがある場合、町議会に対して請願書や陳情書を提出することができます。これは皆さんの声を町政に反映させるひとつの方法です。

議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情として区別しています。

提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託して慎重に審査を行います。委員会の結果は、本会議において委員長報告の後、採択が行われます。採択の結果は、提出者へ通知します。